

退職金規程

一般財団法人Rubyアソシエーション

平成23年7月27日 作成・施行

第1条（目的）

1. この規程は就業規則第25条第1項により、職員に対する退職金に関する事項を定める。

第2条（退職金）

1. 退職金は、財団が各職員について独立行政法人勤労者退職金共済機構・中小企業退職金共済事業本部（以下、「機構・中退共」という。）と退職金共済契約を締結することによって支払うこととする。

第3条（対象者）

1. 新たに雇い入れた職員については、採用の翌月に機構・中退共と退職金共済契約を締結する。
2. 職員の内、契約職員およびアルバイトに対しては、原則として退職金は支給しない。

第4条（掛金の決定）

1. 退職金共済契約は、職員ごとに、別表に定める掛金月額を決定し締結する。ただし、加入対象月から数えて3年間は、機構・中退共の最低額とする。
2. 掛金は給与見直しの際に見直す。

第5条（支給額）

1. 退職金の額は、掛金月額と掛金納付月数に応じ中小企業退職金共済法に定められた額とする。
2. 前項の金額が制度改訂により変動があろうとも、財団はこれを補償しない。
3. 本条第1項にかかわらず、加入または給与改定時の変更の際して、第3条および第4条に定める対象月より手続きが遅れた場合には、当該手続きは加入または変更の対象月になされたものとみなし、機構・中退共から支払われる金額との差額を財団が別途支給するものとする。ただし、懲戒解雇された場合には差額の減額を行うことがある。

第6条（減額の申出）

1. 職員が懲戒解雇された場合には、機構・中退共に退職金の減額を申し出ることがある。

第7条（支払方法）

1. 退職金は職員（職員が死亡したときは遺族）に交付する退職金共済手帳により、機構から職員が直接支給を受けるものとする。
2. 前項にかかわらず、第5条第3項に定める財団が支給する差額退職金については、退職後半年以内に財団より本人の指定口座に振り込むものとする。
3. 財団は、職員が退職または死亡したときは、やむをえない理由がある場合を除き、本人または遺族が遅滞なく退職金を請求できるよう、速やかに退職金共済手帳を本人または遺族に交付する。

第8条（改廃）

1. この規程は、関係諸法規の改正及び社会事情の変化などにより必要がある場合には、職員代表と協議のうえ改廃することができる。

附 則

1. この規程は平成23年7月27日より施行する。

[別表]

基本給月額	掛金月額
160,000円未満	8,000円
160,000円～200,000円未満	10,000円
200,000円～240,000円未満	12,000円
240,000円～280,000円未満	14,000円
280,000円～320,000円未満	16,000円
320,000円～360,000円未満	18,000円
360,000円～400,000円未満	20,000円
400,000円以上	22,000円